



News Letter

平成29年11月20日
発行
第48号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

高橋 勉

突然の合同労組・ユニオンからの団体交渉申入れへの対応

茨城県内の医療機関で内部に労働組合があるところは少ないのですが、実は、合同労組・ユニオンという外部の労組には労働者が単独で加入が出来、勤務先の医療機関と団体交渉が可能なのです。

最近の過労死事件や大手運送会社などでの未払い残業代をめぐるマスコミ報道、人手不足により、労働者も権利意識が高まり、労働者が合同労組等に相談する事例が増えている様です。現に、今年10月20日時点で茨城県内の10の医療機関・介護施設の従事者が絡む某労組との争議行為予告が県知事から公表されています。

それでは、突然「団体交渉申入書」が送付されたらどう対応すればよいのでしょうか？憲法第28条では勤労者の団結権が保証され、労働組合法第7条2項では「正当な理由のない団体交渉の拒否の禁止」がうたわれています。そのため、申入文書の受取り拒否は経営側の立場を悪化させる恐れが高いため、文書自体は受領し、早急にこの分野に詳しい専門家（弁護士、社会保険労務士）に相談して下さい。なぜなら、これら組合の幹部の労働法令の知識は専門家に匹敵するほど高く経験もあり、通常の経営者・管理者レベルだけで対処するには苦戦が予想されるからです。

いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

外山 博敏

Q. 労働契約法第18条（無期転換ルール）の労働者側からの無期転換申込みについて、原則として有期労働契約の期間が満了する日まで権利が行使できることを労使で確認した上で、合理的な長さの申込期間を設定すること（例えば、就業規則で契約期間満了の1か月前までと定めること等）は可能でしょうか。

A. 後任者の採用など企業の人事労務管理上の必要性から、無期転換の申込み期間について、就業規則等で「無期転換の申込みは契約満了日の1か月前までに行うこと」などと規定すること自体はあり得るものと考えられます。

ただし、労働契約法上は、無期転換の申込みは「契約期間が満了する日までに」と定められていることから、就業規則等にそのような申込み期間を規定した場合であっても、労働者がその期限までに明確に無期転換の申込みの権利を行使しない旨意思表示した場合は別として、満了日までに労働者が無期転換の意思表示をした場合については、その申込みは有効といえます。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp